

市民参加実施予定シート

予 定
平成30年4月1日時点

担当課(介護支援課)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	流山市介護保険条例の一部改正	市が考える市民等への影響	(メリット) ・第1号被保険者保険料を第7期介護保険事業計画に基づいたものに改定することにより、適切な保険料として設定し、計画に基づく介護保険事業運営の円滑化に寄与することができる。 ・第1号被保険者の配偶者やその世帯構成員だけでなく、第2号被保険者の配偶者やその世帯構成員等にも過料を科すことができ、情報提供ネットワークシステムを介した照会の際に本人の同意を得ずに情報照会することができる。 (デメリット) ・特になし。
名称	流山市介護保険条例の一部改正		
概要	第1号被保険者保険料の改定及び低所得者についての第1号介護保険料の軽減額を定めるほか、介護保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、過料対象者を定めるもの。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input type="checkbox"/>	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input checked="" type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		介護保険法等の一部を改正する法律の成立に伴って過料対象者を定めるものであるが、法律の規定により対象者が定められているため、流山市市民参加条例第5条第2項第3号に該当し、市民参加手続きを実施しないものとする。
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)			実施予定時期		参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数実施	<input type="checkbox"/>	審議会等					
	<input type="checkbox"/>	パブリックコメント手続					
	<input type="checkbox"/>	意見交換会					
	<input type="checkbox"/>	公聴会					
	<input type="checkbox"/>	政策提案制度					
	<input type="checkbox"/>	その他					

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成●●年度		平成●●年度												平成●●年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由